

令和5年度

夏休み

ヤングケアラー相談

ヤングケアラーについて、気軽にご相談ください。



日 時(いつ) :

7, 8月の月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

対 象(どのような人がそうだんできるのか) :

- ① 家族のお世話を一人で、またはきょうだいで頑張っているこどもたち
- ② 近隣にヤングケアラーではないかなと思われるこどもをご存じの方

申込み(相談日のきめかた) :

電話またはメールで申込み

電話(0771-25-5138) メール fukusi-soumu@city.kameoka.lg.jp

場 所 :

亀岡市保健センター内 家庭児童相談室

相 談(お話を聞く時) :

個人のプライバシーに配慮して、保健センターの個室でお話をお聞きします。



ヤングケアラーとは、

幼いきょうだい、父母、祖父母などの家族のお世話や見守り、家事、育児、介護など、本来ならば、大人の家族が担うようなケアを日常的に行っている児童のことをいいます。

家族の世話を優先して、学校を休んだり、辞めたり、将来の夢を諦めて、進路変更を余儀なくされているこどもさんもいます。また誰にも相談できずに、無理をして、体調を崩すなど重い負荷がかかっている場合があります。